

独立行政法人改革等に関する分科会第1WG  
第3回議事録

内閣官房行政改革推進本部事務局

○座長 それでは「独立行政法人改革等に関する分科会第1WG」の第3回会合を開催したいと思います。

皆様方には、御多用中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、厚生労働省及び財務省所管の研究開発法人について、ヒアリングを行いたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

まず、初めに資料の確認をさせていただきたいと思いますが、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 会議資料でございますが、資料1の厚労省関係と資料2の財務省関係、束が2つございます。

資料1の厚生労働省関係ですけれども、最初にA4の横置きの全体を総括した資料がございまして、以下、ヒアリング対象であります8法人、国立健康・栄養研究所、医薬基盤研究所、国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター、国立長寿医療研究センターの8法人について、それぞれ資料がございます。

次の束ですが、資料2で財務省関係、酒類総合研究所1件に関する資料がございます。

御確認をお願いいたします。

○座長 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、各法人のヒアリングに入りたいと思いますが、本日は、先ほど紹介がありました、厚生労働省所管の8法人及び財務省所管の酒類総合研究所からヒアリングを行います。厚労省所管8法人からヒアリングを行いますので、府省、法人の方に入室していただきます。しばらくお待ちください。

(説明者入室)

○座長 本日は、御多用のところ、皆様方においでいただきまして、ありがとうございます。

まず、最初に私からヒアリングの進め方について、御説明いたします。

冒頭、所管法人の組織のあり方に関する考え方について5分、現行の独立行政法人制度や運用に関する意見について5分、合わせて10分、それぞれ法人シート以上につけ加えることなどがありましたら、主務省から御説明いただくということとしたいと思います。

その後、15～30分ぐらい、質疑応答を行うこととします。なお、時間が限られておりますので、業務説明はわかっておりますので不要であります。説明時間は厳守していただきたいと思います。

それでは、厚生労働省から合わせて10分間で御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○厚生労働省 厚生労働省でございます。

今日は私どもが所管している研究開発を目的とする独立行政法人について、御説明申し上げたいと思います。

お手元の資料「第1ワーキンググループ 説明資料」と書かれました資料がございます。基本的には、これに基づいて御説明を申し上げたいと思います。

御案内のとおり、独法制度につきましては、特に研究開発法人について、自民党あるいは政府の中でも議論が始まっているところでございまして、今後どのように進められるのかというのは、必ずしも厚生労働省だけの話ではなくて、政府全体の話としてあると考えておりますが、私どもが常々思っておりますのは、独立行政法人というものの在り方の中で、研究開発を目的とする法人というのは、やはりかなり特殊であるということでございます。

特に私どもが所管しております、厚生労働省の独立行政法人、今日御説明申し上げる法人につきましては、基本的に人の健康あるいは命というものに直結する業務を行っております。

したがって、この業務が第三者によって、他の方々が代替してくれればいい分野もあるかもしれませんが、その保証がないという中で、確実に国として実施していかなければいけない分野が残るということは、ぜひ御理解いただきたいと思っておりますし、また、ルーティンの仕事を処理するという法人とは性格が違いまして、臨機応変にその時々の方針目標あるいは課題、国民のニーズに応じて対応していかなければいけないという意味でも、非常に柔軟性が求められる、その点については、独法になったということは、私どもとしてはよい面があったのではないかと考えております。

それでは、1つおめくりいただきまして、1ページ目でございますけれども、全体の中で、今回、特に「国立健康・栄養研究所と医薬基盤研究所の統合への経緯及び考え方」についてという紙がございます。

統合までの結論については、そこがございますように2度の方針決定がございまして、その両研究所を統合するということになるということで、意思決定が行われているわけがございます。

もちろん、この統合によって得られる成果というものも私どもが期待するところでございまして、統合効果として、生活習慣病あるいは食品、医薬品の相互作用、あるいは組織全体が大きくなることによる柔軟性の向上ということもあろうと思っております。

一方で「統合への考え方」とその下でございますが、両研究所と関連して、世にいう日本版 NIH、健康、医療についての司令塔機能を国で持つ、その中で新しい独法を打ち立てていくのだという考え方も、既に日本再興戦略あるいは健康・医療戦略の中で示されております。

この戦略との関係もございまして、この独法の統合後の姿について、どのような形になるかというのは、いわゆる日本版 NIH の動きと連携して考えていく必要があるということで、現時点では必ずしも十分御説明するに足る資料がないというのが現状でございます。

さらにめくっていただきまして「国立健康・栄養研究所」について御説明申し上げたいと思います。

シートにもございますが、まず「組織、業務運営の効率化等の取組状況」についてでございます。

まず、第2期中期計画、18年度からの5年間について、ここにごございますように人件費、一般管理費、業務経費、いずれにつきましても、当初設定した目標を大きく上回って達成している、効率化の面では非常に大きな成果が上げられたということでございます。

4ページでございますけれども、さらに23年度から第3期中期計画が始まっております。

ここにおいても、ほぼ同様の目標が設定されているわけでございますが、22年、23年、24年という時期の中で、既に相当の達成度が見られるということで、私どもとしては、当初設定した目標の達成というのは可能であろうと考えております。そういう意味では、順調に効率化が向上しているということでございます。

一方で、健康・栄養研究所は我が国にほとんど唯一の栄養に関する研究機関ということございまして、栄養機関としての成果というのは、当然のことながら我が国では随一ということで、国際的にも評価されているところでございますし、また、おめくりいただいて5ページでございますけれども、この研究所というものの置かれた状況は、まさに我が国の健康水準の維持、向上の中核を担うべきミッションを持っている。

つまり、世の中が感染症を中心とする病気から、言うまでもなく、生活習慣病をはじめとする非感染症による疾病に動いている。それによる病気の方が多くなっている。亡くなる方もほとんどががんや高血圧、心疾患と言われる生活習慣病に変わってきているというところがございますし、そういう意味で、この研究所が発信する情報や、その情報に基づく政策決定というのは極めて重要な観点であります。

ここにごございますように、私どもはこの独法をさらに強化して、その情報発信機能は、国民一般に対する情報発信と同時に、政府全体に対する情報発信を図っていく必要があるのだろうということでございます。

個別に見れば、例えば、健康・栄養研究所の業務ということについては、これは、国で行われなければデータが得られなくなるとか、あるいは収去試験については守秘義務が伴うとか、あるいは健康食品についての情報が氾濫する中で誰が正しいことを言っているのかわからない、こういう中で独法の情報を頼りにされている方が非常に多いということ。

また、何よりも国際的に見て、今WHOとの連携の強化が図られようとしているということにもありますように、国際的にもこの研究所の置かれた位置といたしましうか、学術的な面も含めて重要なところになってきているということと、何度も申し上げて恐縮ですが、政策的な目標との連携から考えますと、どの国でも先進国では、栄養についての研究所というのは国立でやっている。これからの国民の運命を担う機関であるということでございます。

続きまして「医薬基盤研究所」でございます。

こちらにつきましても、経営状況の達成度というのは極めて高いものになります。7ペ

ージでございます。

17年度から始まりまして、今2期の半ばにあるわけでございますが、この間に23%余りの人件費の削減というものを行ってまいりました。各5年度について目標5%というのが中期目標の計画でございますので、その達成度というのは極めて大きいということでございます。

次のページでございますけれども、それぞれ第1期、第2期の「一般管理費」「事業費」などについての経費の削減の実体をあらわしたものでございますが、いずれも当初の目標を大きく上回って目標が達成されているというのが御覧いただけだと思います。

9ページでございますけれども、第2期に入りまして、順調にそれらの経費の削減というのは行われているというところでございます。

御案内のとおり、医薬基盤研は医薬品の開発の中でも、特にアカデミアを中心に大学でのシーズと、製薬会社における開発能力を結びつける橋渡しの機能を大きく担っております。このような機関は他にはございません。

そういう意味で、国全体の健康・医療戦略の中でも創薬支援というものを国全体で行おうという動きが既に始まっておりまして、その中核的組織としてこの医薬基盤研が位置付けられているということでございます。

10ページでございます。「国立高度専門医療研究センター」でございます。

めくっていただいて、11ページでございますけれども、NCと私どもは略していますが、NCのミッションというところで「<研究対象>」「国民の健康に重大な影響のある疾患のうち、国として早急又は積極的に対応する必要があると判断した研究」「難治性・希少性の疾患に関する研究」、あるいは中長期にわたって続ける必要がある、あるいは治療指針など、その結果が国民に対する医療の方針に大きく関わるということをミッションとして持っているということでございます。

そもそも独法化されたときの考え方ということでございますが、元々は国立の機関だったわけですが、2つ目の□にございますように「小さくて効率的な政府」という観点から進められたということではありますけれども、一方で、最初に申し上げたとおり、独法化によって柔軟性が生じたということを十分活用するということを目的にしながら、この移行が進められたということでもあります。

さらに4つ目の□のところでございますが「政策課題を効果的かつ効率的に達成できるようにするためには、各NCごと」、6カ所のNCごとに「法人化する必要がある」ということになったということでございます。

12ページでございますが、そのフレキシビリティのある制度の中で着実に効果を上げてきたということでございまして、その左側の表にございますように、例えば常勤職員というものは増えました。増えましたが、一方でその人たちが稼ぎ出した収入というのも大きくて、900億円余りから1,100億円余りということで、この4年間に動いてきたということでございます。

一方で、民間からの資金の調達というのも、その右側の表にございますように、従来控えろと言われてきたわけですが、それができるようになったということでございます。

さらに13ページを御覧いただきますと、効率化という観点から、増収を行うというだけではなくて、支出の削減というものに取り組んできたということで、収支は現在ほぼ均衡しているというのがその下にございます表でございます。

経常収支率100.1%ということで、この4年間に運営費交付金としての実入りは86億円削減されてきた一方で、医業収益等がその分上がってきたということでございます。

また、競争的資金の確保についても順調に伸びてきておりまして、24年度では約100億円ということでございます。

最終的に、一番下の口に書いてございますけれども、厚生労働省の独法評価委員会の中でも独立行政法人化のメリットを生かして、それぞれ期待された取組が行われている、センター運営が有効に機能しているということでは高く評価されているところでございます。

以上でございます。早口で恐縮でございました。

○座長 ありがとうございます。

それでは、各委員から御質問や御意見をお願いしたいと思いますが、まず、国立健康・栄養研究所、医療基盤研究所に関する御質問からお願いしたいと思いますが、どうぞ。

○委員 御説明にもありましたとおり、健栄研と基盤研は過去2回の閣議決定において統合するとなっています。

それぞれ理由があってそのような閣議決定に至ったと思いますが、統合による効果、1ページにも書いてありますが、こういう効果が期待できるということだと思っておりますが、もう少し具体的に、統合前はこういうことができなかつたけれども、統合によってできるようになるとか、この程度の水準だったけれども、統合すればもっと高度な研究ができるのか、そういうことがありましたら御説明いただきたいというのと、もう一つ、合理化等の取組状況で大変一生懸命やっているというのは大変結構だと思いますが、これは統合したらもっと効果が期待できるということなのかどうか、これは統合を踏まえてということを考えておられるのであれば、御説明いただきたいと思っております。

○厚生労働省 医薬基盤研は薬、健康・栄養研究所は食べ物ということでございまして、食べ物と薬というのは、医食同源ということで、言ってみれば、昔から非常に深い関わりがあったということは事実でございます。

特に最近では、単に薬による治療を行うということだけではなくて、薬と食品との相互作用、例えば食合せということも問題になります。

もっと言うと、こういう厳しい状況、社会的にも経済的にも厳しい状況に置かれた我が国では、特に社会保障費の適正化というのは非常に重要な課題ではありますけれども、安易に医薬品に走るのではなくて、しっかり食事で病気になるのを防ぐ。

例えば、高血圧でもそうですし、そのほかの生活習慣病の多くは実は食事と大きく関わりを持っているということは言わずもがなでございます。

そういう点で、この両者が研究を統合すれば、今までは医薬品としての効果あるいは食品としての効果だけだったのが、その連携ができて、結果どこまでが食品で対応するべきか、どれぐらいまで進めば、例えば医薬品でなければできないのかなど、今までその分野の境界領域、いわば余り議論することがなかった分野をこれからまさに研究できるということだと思えます。

効率化が統合によって進むのかということですが、もちろん管理部門の統合とかそういう部分では今後進んでいくだろうとは思いますが。

一方で、私どもが非常に危惧しているのは、効率化、効率化ということで私どもが強くこの両法人に対して申し上げてきたこともあって、いろいろなことがアウトソーシングされるようになってきた。

それも、例えば、誰がやってもいいアウトソーシングであればまだしも、かなり根幹的な業務についても、例えば、国民健康・栄養調査というものがありますけれども、それも従前は研究所員がいろいろ調査の内容に踏み込んで中身を見てきたものが、できるだけ外の人でできるのならやろうということで、外の人に出してきた。

結果、その中でノウハウといいたいでしょうか、そういうものが本当に蓄積されるのかどうかというのが一方で危惧もごさいます。

ですので、最初に申し上げたとおり、研究開発法人というものの在り方ということから考えて、やはり研究を進めていくという観点からは一定の限界もあるのではないかとも思っています。

ですので、これからもどんどんこういう形で効率化を進めるということになれば、今まで想像しなかった部分、予想もしなかった部分でいろいろな課題が出てくる可能性もないとは言えないということで、私どもとしては、そういうことが起きないように、慎重に効率化を進めていくということも必要ではないかと考えております。

○座長 委員、よろしいでしょうか。

○委員 どうもありがとうございました。結構です。

○委員 今の厚生労働省がおっしゃったことなのですけれども、食品と薬で元々昔から食食同源ですか、そういう言葉があるではないかということで、今回そういう方向の法人をつくっていく。

それから、先ほどの御説明の中で大学と企業の間を橋渡しをする重要な位置にあると、その辺は全部そうだと思うのですけれども、そうであるならば、2人の理事長が来ていらっしゃるのです、研究者というお立場からの御意見もお伺いしたいのですが、薬とか食品とかというところの重要性は私も思うのですが、実際、国が持つ法人としてはどういう形がいいのかということだと思っております。

私から見ると、厚労省の枠組みの中で2つの研究所を統合しているだけであって、他にいっぱい薬関係、創薬をやっているところはあるじゃないかと考えると、今の創薬支援ネットワークということで産総研とか理研とかやっていると聞いておるの

ですけれども、その辺を全部含めて国がやっていくという方向が出されてもいいのではないかと思います。

安倍政権の中で従来からもよく言われているとおりですが、省の枠組みを超えてという話があるのであれば、そういう方向の厚労省としての枠組みを出されてもいいのではないかなと私は思うのですね。

他方で、研究のお立場とすると、いや、そんな乱暴なことを言ってもらっては困るということもおありになると思うので、今、私が申し上げた意見がどういうふうに乱暴なのか、本当にその研究分野は医食同源ということで努めるとしたら、どういう形が法人としていいのかというのは、研究の現場にいらっしゃる方からまずお聞きしたいと思います。

○医薬基盤研究所 医薬基盤研究所です。

研究のシナジーという意味では、1つ具体的な例を差し上げますと、私どもで食物アレルギーを研究しておるのですけれども、食物アレルギーの原因をいろいろと探っていくと、それは食物というか、油にたどり着くという研究成果があります。

ということは、日々食べている油との関係が出てきますので、我々は統合することによって、その食物と薬ということの関係をより綿密に研究できるというのは明らかにプラスの効果だ。

2点目で言われました、理化学研究所とかそういうところと全て統合してしまったらどうか。

○委員 統合というところまではちょっとわからないのですけれども、ネットワークでいろいろつなげて連携をされていらっしゃるというのは間違いないですね。

○医薬基盤研究所 はい。連携を、少なくとも今年からは緊密にやるということで、創薬支援ネットワークという形で理化学研究所の創薬をやっておられる方、産総研の創薬をやっておられる方との連携を強めつつあるところであります。

理化学研究所と産総研は、創薬にかかわる研究部門ばかりではございません。他にも非常に幅広い研究をされておられますので。

○委員 そういうことを言っているわけではなくて、研究者のお立場からして、理化学研究所で創薬をやっておられる、そこの研究者がいらっしゃる、皆さんとしての研究者もいらっしゃる。産総研もいらっしゃる。そういう方が法人の組織を超えていらっしゃる形態がいいのか、創薬をやるあるいは医食同源の研究をやられる方が一つの法人の中に集まってやられるのがいいのか。だから、理化学研究所と統合しろと言っているわけではありません。あと、統合法人は、人数という意味においても、数が少ないですね。そうであれば、ある一定の規模を持つというのは、いわゆるある一定の発言権というか地位を得ることになるのであり、数というのも一つの大きな統合目的でしょうから、そういう方向があってもいいのかなといろいろ考えるわけです。

○医薬基盤研究所 医薬基盤研究所は、少なくとも創薬に特化した研究所でありますので、それに関する様々な研究をするというのが我々の使命だと思っております。

理化学研究所とかそういう他の研究所は、それ自体が特化した使命を持っておりませんので、そこで研究されている方、違うスタンスで研究された方の研究成果と我々たちがどうマッチできるかということを考える方が、我々にとっては非常にやりやすいとは思っております。

○委員 確かに理研とか産総研は、それ自体創薬に特化している研究所ではありませんから、幅広く研究を行っています。そのとおりだと思いますが、ただ、研究者の皆さんは創薬の研究をなさっているわけですよ。創薬の研究をなさっている人が集まった方がいいのではないかと。

そのときに、いろいろなスタンスはあると思いますよ。全部同じ方向でなくてもいいと思います。そういう方が、医薬とか医食同源ということを強くしていく方向としては、非常に素直ではないかなと思うのです。

○医薬基盤研究所 私の理解では、理化学研究所で研究されている方は、もちろん我々とはやはり少し違うスタンスで研究されていると思っておりますので、そういう少し違う立場で研究されている研究者の得た知見と、我々の本当に創薬を特化した知見とを連携するというのが、今の段階では一番いいやり方だと私は理解しています。

○委員 分かりました。国立健康・栄養研究所の理事長にお伺いしたいのですけれども、あえて言うと医薬基盤研究所の方々とは分野が違いますね。

○健康・栄養研究所 私どもは＜統合効果＞の下の方に書いてあるように、薬と食べ物の相互作用というのは軽んじられているところもあって、これは非常に重要なところで、研究所としても、特定の食品によって特定の薬の効果が出る、出ないなどということの研究も行っておりますので、そういう点で非常に親しみがあります。

もう一つは、機能性食品という言葉が使われておりますけれども、食品の中の機能性成分の研究も進めておりますので、私どもにない研究手法など、そういうところを基盤研と一緒にすることでさらに発展できるということは期待しております。

○座長 他にございますか。

○委員 これまでの効率化等の取組として、業務の費用だとか一般管理費の削減がメインに言われていて、これはこれで非常に重要なことだと思うのですけれども、実際にこの中を見ても、基盤研は2倍ぐらいの職員が非常勤になっていて、健栄研も大体同数ぐらいの非常勤職員がいて、その中で非常にいろいろな努力をされているのだけれども、一応これは研究開発法人という位置付けですね。

研究開発法人であるということは、単純にその業務費用だとか一般管理費を減らせばいいという問題ではないと思うのですよ。

しかも、その上で、統合すれば多分この状況だと管理費分について多少全体としてはまた削減できるかもしれない。

だけれども、統合するときに研究開発法人としてどういう業務目標を持って、つまり、目標設定の仕方が、単純にシュリンクをするということではなくて、投入した費用に対し

て成果をどういうふうに拡大していくか、どういう方面で成果拡大ができるかということだと思っております。

その線に沿って統合することによって本当に研究開発法人として成果が拡大できるのか、あるいは投入費用に対してアウトプットがより多くなるという見込みがあるのかということについて、お伺いしたいのです。

○厚生労働省 今、両独法から統合後のシナジー効果についての御説明がありましたが、これは現時点で見込まれる、いわば統合効果と考えておきまして、実はこれからもいろいろな国民の課題というのは出てくるだろう。この食品や医薬品について解決しなければいけない喫緊の課題というのは、山積しているだけではなくて新しい問題も出てくる。

そういうことから考えると、この両研究所がそれぞれ研究をやっているよりも大きな器に移して、研究員の方々も自由な発想に基づいて、そういう喫緊の課題に、いわば立ち向かっていただくという、そういう新しい器で新しいことを考えていただくということも重要なことなのではないかと思えます。

そういう意味で、現時点での見込まれる成果とは別に、新しく出てくるであろう政策課題に対する取組というものを、実は私どもとしては多くを期待しているということもございます。

それともう一つ、この両研究所での研究というのは、単に学者の自己満足として行われているというのではなくて、いわば内部、外部からの評価に耐えなければいけない。これは従前それぞれの研究所が国立で運営されていた時代から大きく変わって、非常に厳しい目にさらされている。

それは、一つは外形的な、例えば論文、査読付きの論文を幾つ出したかということもありますし、それと同時に政策的な提言を行うというのが両研究所について問われるところでございますので、そういうものをきちんと国の政策に盛り込めたかどうかという点でも、内部、外部から評価というのは、どんどん求められるものが高くなってきていると思えます。

そういう意味で、今後ともこの研究所というものがより厳しい競争の中で研究をしていただくとすることが必要ですし、そのためにも統合によって柔軟性を持った組織というものを考えていきたいと考えています。

○座長 では、どうぞ。

○委員 健栄研の栄養表示に関わる収去試験ですけれども、これは将来的には民間の機関に委ねていくという方向で考えておられると理解してよろしいのでしょうか。

○健康・栄養研究所 いつも言われている話なのですけれども、最終的には全てが民間に移行という形は、良くはないとは考えております。

というのは、一つは民間ですと、国民の信用性というのですか、それが損なわれるということと高度な成分分析が必要な場合があります。

特に食品機能成分の場合とか、新しく見つかった成分も出てくるので、そういうものに

高い精度で測定する技術というものを確保できるという点で、完全に移行することは不可能かとは考えております。

○厚生労働省 少し補足させていただきますと、御案内のとおり、御専門の方に申し上げて恐縮ですが、食品のいろいろな成分あるいは機能というのは、それ独自で決まっているというのではなくて、どういう測定法によればこうだったと。

つまり、例えばよく食物繊維の話が、食物繊維をもっと食べましょうと言いますが、実は食物繊維というのはそれ自体に極端に言うと定義がなく、この測り方によって示されたものが食物繊維というのだという、いわば測定方法とその定義が一体化されているものもたくさんございます。

そういう意味で、収去試験を行うということは、単に検査屋としてやっているというだけではなくて、その収去試験を通じて試験方法をより高度化し、あるいは正確性を増していくという日々の見直しの中で行われると理解していきまして、そういう意味で、そういうものが全くなって、単に検査屋さんとしてやりなさいということになれば、これは国立健康・栄養研究所がやる必要はなくなるのかもしれませんが、残念ながらといたしましうか当然のことながら、そういう形で技術を進めるという観点も必要なので、完全に収去試験を外部に委ねるとするのは多分難しいだろうと思います。

○委員 今の御説明に関連して、ペーパーにあります、守秘義務が伴うから実施が困難だとか、公正性、中立性、信頼性が弱くなると書いていますけれども、これはちょっと民間をばかにした話で、民間だったら秘密が漏れるのか、民間だったら公平性とか信頼性がないのかということになりますからね。

それに、行革の議論で、公務員は守秘義務があるから大丈夫、民間は守秘義務がないから民営化できないというのは、議論としては否定されているのです。

理由としては、要するに現時点では民間には適正な試験のための能力がないから困難だというのはわかりますけれども、守秘義務が伴うから困難とか、公正性、中立性、信頼性が揺らぐから困難というのはちょっと理由にならないと思います。

○厚生労働省 おっしゃるとおりで、それだからということではないと思います。確かにちょっと書き過ぎた面があると思います。

一方で、非常に重要なことは、例えば、様々な取組の中でも国民健康・栄養調査がありますが、これはその人のまさにプライバシーの根幹である、例えば健康状態、例えば採血したりなど、そういうことも含めて全部行いますし、その中でデータをいわば相当出している必要があるということで、やはり単に研究のためにやっているのではない。いわば国の施策に反映させるという観点からやっているのだというのが、唯一の協力を求める足がかりになっているというのが現実でございまして、そういう面で、国であるということが非常に有用であるということでございます。

○委員 結構です。

○座長 よろしいですか。わかりました。

どうぞ。

○委員 基盤研のファンディングの部分なのですけれども、先ほど御省の御説明の中で、NIHの姿があまりまだ明確になっていないから、そこは確実に言えないという状況にあるということなのですか。それは本当にそうなのかということ、まず確認したいということです。

実際、医薬基盤研究所のファンディングをやっている方というのはどの程度いらっしゃるかって、今は26年度予算要求ベースですかね、それがそのままNIHができた場合には移ると考えてよろしいのですか。

○厚生労働省 すみません。ちょっと正確にはあれなのですけれども、私の記憶では3人ぐらいの数字だったと思います。

○委員 その程度の人数ということで、その方々は基本的にはNIHができた暁には移ると考えてよろしいですか。

○厚生労働省 この中で、いわば収束していく、もう事業としては終わるといふ事業もありまして、その最後の面倒を見ているという方もおられますので、全部が全部行くかどうかは分からないというのが1つ。

もう一つは、今回、新しい独法ができるとして、そこがお金をファンディングをしていくのだということになったとしても、実はその前後、国からその法人に手渡し、そしてどんな研究をしていただくのかというのを書くのは、実は国の側、それぞれ、例えば厚労省、文科省、経産省なのですね。

ですから、新独法ができた暁もそれぞれの行政機関の中で、これは医薬基盤研も含めてですが、どのような研究をしていただくのかという機能は残る可能性がございます。

そういう意味で、現時点でどこまで行くかというのが必ずしも明らかでないというのが現実でございます。

○座長 ありがとうございます。

続いて、6つのNCに関する御質問をお願いしたいと思いますが、どうぞ。

○委員 先ほどの御説明では、この6つのNCに関しては、それぞれ専門性が高く、あえて言えばまだできたばかりなので、今後数年間というか、もし今の見直しがあるとしても、ここは6つ単独でそれぞれが残るといふ方針を厚労省としては出されているということでしょうか。

○厚生労働省 今、おっしゃっていただいたとおりでございます、法人の在り方については、実は法律をつくるときからいろいろな議論がございます。

その意味で、これが絶対であるといふのは別にあるわけではないと思いますが、これまでの議論、厚労省のスタンスといたしましては、疾病がそれぞれ専門性が極めて分かれているということでもありますので、その分野ごとできちんと責任を持っていただける体制ということ、まさに先ほども説明がありましたけれども、健康、生命に関わるところについての新たな技術を開発するといふ、非常に高度な判断が要るところでございます。

ので、今の段階では、その姿勢を整理した上で、今の形で進めさせていただければと考えております。

○座長 よろしいですか。

○委員 各 NC ごとに法人化する必要があるという今の御説明についてなのですが、これをまとめたときにどういう不都合があるのか、なぜこういう各 NC ごとに法人化ということが出てきたのか、その背景とか根拠とか、この辺のところはどういうことなのでしょう。

○厚生労働省 具体的にということでありまして、やはり疾病がそれぞれ、例えば周産期医療と認知症という形で、専門分野が大きく違っている、あるいは新型インフルエンザと人工心臓ということもあるかもしれませんが、それぞれに基本的には疾病が違うのであるという議論がありました。

それで別に法人が違うからといって、例えば、がんであれば成育とがん研究センターが協力できないということではございませんし、現在にも、もしお時間をいただければ説明させていただきたいと思っておりますけれども、法人が別でも様々な連携ができるということで、基本的には疾病がそれぞれ専門性が異なっている、それは別としても連携というのは十分図ることは可能である、現に図っているということがございますので、その意味で今の形が望ましいのではないかと考えております。

○委員 一般の病院でも、例えば、専門が小児であっても、がんの疾患であっても、循環器の機能も持っているというのは、非常に治療する側としては安心といいますか、そういう意味で、連携しているからというお話をされたのですが、疾病ごとに1つの法人ということの必要性がどうしても私は理解ができませんが、将来的に、例えば、国として新たに対応していかなければいけない疾患が出てきたら、そのときにまた法人をつくるのか。一つの法人の中で、分野として循環器、がん、小児といったものがユニットとして構成されていれば、組み替えも非常に容易でありますし、法改正の必要もないわけですし、柔軟な対応ができるのではないかと。

それから、先ほど言った治療上の相互の有機的な連携も図りやすいのではないかと。組織外での連携よりはるかに、同一法人間での連携のほうが有効というか、機能を発揮しやすいのではないかと一般的には考えますけれども、その辺のところはちょっとまだ理解ができないのですが、いかがですか。

○厚生労働省 様々なテーマが、将来状況が変われば、主体としてやるべきテーマというのは変わっていくのではないかと、その場合、法改正ではなくて法人が一本化していればできるのではないかと御指摘が、まずございました。

その点については、確かに法人がもし一本化されていれば、そのようにテーマを変えるということも容易になるだろうと思っておりますけれども、逆に言うるといいますか、この NC、今まさに国策として進めていくべき医療というものを、人材から、物から、要は大きな資源を投入して進めているという話でありますので、この法人をつくる際にもまさに国会で御

議論いただいて、法律に基づいて、こうした方向性、このテーマを進めていくのだということ、これを議論いただいて進めているということでございますので、法人の判断で国の進むべき医療の重点というものは安易に変える、安易にということはないと思いますけれども、法人だけの判断でやるというのはなかなか難しく、まさに国民的議論をしていただくべきところということではないかと考えております。

○座長 どうぞ。

○委員 今の質問とも関連するのですが、NCというのは全部研究開発法人ですね。

大体ざっと見させていただくと、全体の費用の十数パーセントが一応国費、だから、その部分が割とベーシックな研究に向けられていると理解はしていますけれども、一つは、臨床研究が全体として弱くなっているという話を聞いていて、だから、こういう研究独法が非常に重要だということはいくぶん理解します。

ただ、これがそれぞれ独立でなければいけないかということに関して言うと、基礎系の研究だと、様々な疾病の研究が基本的に一つは遺伝子レベルのところまで来ていて、ある意味では統一的に遺伝子レベルのところまで来ていて、疾病をどう理解するかという話があって、これと臨床とをつないでいくという観点からして、先ほども申し上げましたけれども、研究開発法人というのは、やはり研究開発成果がどうすれば一番効果的に出せるかということを考えて、むしろこれはホールディングカンパニーのような形で全体をまとめるような、そういう見方をするといろいろな意味でよく回るようになる気もするし、基礎系の研究とのつながりと臨床研究とのつながりがうまくマネジメントできる可能性も広がる気がするのですが、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○厚生労働省 まず、方向性を共通的にやるというホールディングという考え方があっていいのではないかと御指摘でございます。

その点につきましては、私どももまさにナショナルセンターとして、国としての統一的な方向性に基づいて、まさに重要なこの疾患を研究していただきたいという話があれば、ガバナンスをきちんときかせた形の上でやっていただく、あるいは目指すべき方向性というものを共通して持っているというのが大事なことだと思っています。

それにつきまして申し上げます、まさに厚生労働省こそが、独立行政法人との国の関係で言えば、中期計画、中期目標という形であったり、理事長の任免という形で国が目指すべき方向性というのは具体的に示させていただいて、それを受けて対応していただいているということでございますので、まさに現時点でそういう大きな方向性というのは、国の示した形で取り組んでいただいていると考えております。

それから、現在バイオバンクという取り組みを行っておりますけれども、そうしたゲノム関連の分野につきましては、6 NC が検体と診療情報というものを共通的に共有できるような仕組みというものを現在取り組んでおまして、そうした意味でも連携、NCの中でも関わっておりますし、その際には、理研などとも一緒に連携を図りながら進んでいくということで、現在、プログラムというか、仕組みをつくるという取り組みをさらに強化す

るところを進めているというところがございますので、そうした意味で、法人の枠を超えて連携を図る取組というのは、意欲的に取り組んでいるつもりでございます。

○座長 ありがとうございます。

まだまだ質問が足りないところがあると思いますが、時間になりましたので、これで厚生労働省所管の8法人のヒアリングを終わりたいと思います。

事務局から何かありますか。どうぞ。

○事務局 いろいろ御説明いただきましたけれども、最初の基盤研、健栄研の統合の絡みで、特に基盤研の関係ですけれども、御議論の中でNIHの関連の話等がございまして、新設される独法の姿がまだよく分からないのということもございましたけれども、いずれにしても、新設される独法はスクラップアンドビルドの原則でやるということが既に決まっておりますので、そこは当然基盤研も含め、厚労省としてきちんと御対応いただくということをお願いしたいと思っております。

○座長 ありがとうございます。

厚生労働省及び法人の皆様方におかれましては、御対応いただきまして大変ありがとうございました。今後も6NC間でシステムの共通化やネットワーク化をさらに進めていただければ、将来的には法人の本部機能の一元化も可能になるのではないかと思います。

理研とか産総研との研究等々の関連だとか、あるいは6NCの統合については産総研の総合研究所化という切り口もありますので、そういうことも含めて、どちらが一番研究開発を進める、あるいは研究開発だけではなくて、それを応用して行って国民の役に立つという方法を議論していただきたいなと思っております。

なお、必要に応じて追加的議論を行うことや、追加の資料提出をお願いすることがありますので、御承知置きいただきたいと思っております。

それでは、御退出ください。どうもありがとうございました。

(説明者退室)

○座長 それでは、財務省所管の酒類総合研究所からヒアリングを行いますので、所管府省、法人の方に御入室いただきたいと思っております。

(説明者入室)

○座長 本日は、御多用のところ、皆様方にお越しいただきまして、誠にありがとうございます。

まず、最初に私からヒアリングの進め方について御説明したいと思います。

冒頭、酒類総合研究所の組織のあり方に関する考え方及び現行の独立行政法人制度や運用に関する意見について、合わせて5分以内で、それぞれ法人シート以上に追加する部分がありましたら、主務省から御説明いただきたいと思っております。

その後、20分程度、質疑応答を行うこととしたいと思います。

なお、説明の中で法人シート様式6の「2. 個別法人の組織等の在り方について」に記載がありました内容を簡潔に説明してください。

また、時間が限られておりますので、業務説明等は不要でございます。説明時間は厳守していただきたいと思っております。

それでは、財務省から御説明をお願いしたいと思います。

○財務省 御説明させていただきます。

法人シートと横にございます参考資料を中心に御説明させていただきます。

まず、法人シートの1枚目でございます「沿革」のところを御覧いただきたいと思っております。

酒類は重要な担税物資であることから、清酒製造技術の確立等を目的としまして、明治37年に大蔵省に醸造研究所が設置されております。その後、平成13年に独法化し、現在の形となっております。

独法化に際しましては、国税局の鑑定官室の事務の一部と定員15名を酒類総研に移しておりまして、現在でも人事交流を行いながら、国税庁の事務と一体的に運営しております。

次に、様式の2ページ目、3ページ目は省略させていただきますけれども、4ページ目に独法の私どもの行政の中でいかなる政策体系にあるか、それから、成果について簡単に触れさせていただきます。

横長の参考資料をご覧いただきたいと思っております。

2ページ目をおめぐりいただきたいと思っております。

まず「国税庁と（独）酒類総合研究所の関係」でございますけれども、左側に国税局の事務が書かれております。国税庁の任務としましては、大きく2つございまして、酒税法に基づきまして「酒税の適正かつ公平な賦課」、組合法等に基づきまして「酒類業の健全な発達」を任務としております。

国税局は全国に12ございますけれども、その中に「酒税課等」ということで、課税する、免許制度を運用する、お酒の品質表示をきちんと守らせる、昨今では、日本産酒類の輸出環境整備、消費税の転嫁対策等をここで行っております。

これを支える部隊としまして、下の方でございますが「鑑定官室」なる技術職として、分析・鑑定を行うセクションがございます。

右側を御覧いただきますと、この国税局の鑑定官室部隊ではやり切れない高度な分析・鑑定につきまして、例のところでは書かせていただいておりますけれども、これらの業務を酒類総研で集中的に対応しております。国税庁の中では、左側の国税局の酒類行政にとって必要不可欠な高度な技術的基盤を提供していただいております。

次に、主な成果について説明させていただきます。これも様式4のところでは書かせていただいておりますが、先ほどの真ん中のところでございますけれども、1兆3,000億の酒税の賦課徴収を適正に行う上での技術的基盤ということで、具体的に「例えば」以下で説明しております。

また、先ほどの資料とあわせて御覧いただきたいと思っておりますけれども、一言で申し上げますと、参考資料2ページ目の「（独）酒類総研」の「高度な分析・鑑定」のところでは例と

して書かせていただいております。

課税の適正化は、一言で申し上げますと、酒類というのは製造方法、原料等によりまして適用税率が異なりますけれども、これらにつきまして、最終製品から判別して課税のための判定を行う分析手法や、表示の適正化を確認する分析手法の確立をしております。これによりまして、国税庁の酒税行政の運営、消費者の安心に大きな進展をもたらしております。

その下に「品質・安全性の確保」ということで、「放射能分析」につきましては、参考資料5ページを御覧いただきたいと思っております。

これは福島県の東電の原発事故後の対応でございますけれども、私ども酒類を安心して国民に、放射性物質がないお酒を飲んでいただく、それから、輸出の関係でございますと、国内的にも風評被害の抑止、輸出環境整備に資するというところで、こういう取組を2年間、今回やらせていただいております。

左側のところでございますけれども「安全性確認のための放射能分析」ということで、出荷前の(1)は蔵にあります酒類、原料となる水を提供いただきまして、分析する。

(2)は、他方で流通段階におけます酒類につきまして、一定のサンプルを購入してやる等々のことで、1次分析のところでは、国税局の鑑定官室で簡易な検査をやっておりますけれども、基準値の超過のおそれがあるようなものにつきましては、輸出規制国の相手国の要求水準が高いところにつきましては、右側の酒類総研に回しまして、2次分析で判定をしております。

こういう分析を国税庁としてオペレーションしまして、下の囲みでございますけれども、約6,000点もあるサンプルを分析しまして、いずれも基準値以下であることを確認し、これらの結果と研究を進めまして、輸入規制国、特にEU等に外交当局を通じまして提示した結果、他の農産品に先駆けまして輸入規制を解除していただいております。こういう貢献をしているということでございます。

その次の6ページを御覧いただきたいと思っておりますけれども、独法制度のメリットについてお話をさせていただきたいと思っております。

まず、平成13～25年度でございます。「運営費交付金」と「人員」につきましては、右にございますようにそれぞれ非常に縮減を図ってきております。

そういう縮減を図りながら、下のところでございますけれども、20年度、21年度、22年度それぞれ、先ほど来申し上げているように、各種の課税の適正化、品質の表示の適正化、安心性にかかわる分析手法を確立しまして、行政に貢献しております。

こういうことができたのは、中期目標期間内の柔軟な予算執行と組織運営によりまして、私どもとしましては、独法としてのメリットを最大限活用する形で進めてきていると思っております。

また、これらの研究成果につきましては、財務省の評価委員会からも高く評価されているところでございます。

次に、組織の在り方について御説明申し上げさせていただきます。法人シート様式6のところをご覧いただきたいと思っております。

組織の見直しの検討に当たりましては、これまでの独法改革の議論を踏まえまして、事務・事業の見直しを進めてまいりたいと考えております。

特に中段に書かせていただいておりますけれども、鑑評会及び講習につきましては、現在民間との共催化を図り、さらに民間単独実施に向けて協議を行ってきておりますけれども、その中で業界団体から様々な意見を出されております。

具体的には、鑑評会につきましては、酒類総研による技術力の強化と、國酒としての品質、品格を確保するための支援が是非とも必要である、また、講習につきましては、後継者不足の中、人材育成の場が欠かせない、それから、講師は少なくとも現在の形で継続できるようにお願いしたい等の意見を受けております。

業界団体とは引き続き協議を進めてまいる所存でございますけれども、このような意見にどう答えるかという観点も必要であると思っております。

また、政権交代後、成長戦略の一環としまして、日本産酒類の輸出促進というものが、クールジャパンの施策の一つの大きな柱となっております。

官民分担の役割を踏まえつつ、酒総研におきましてもどのような貢献ができるかといった観点からも必要だと考えております。

まとめますと、組織の見直しにつきましては、申し上げましたとおり、専ら研究を行うことを目的とした組織ではなく、国税庁の「酒税の適正かつ公平な賦課の実現」及び「酒類業の健全な発達」という行政目的のために必要不可欠な組織でございまして、国税庁のガバナンスのもと、そのような事務が円滑に実施されるよう、適切にマネジメントを行わせる観点から、酒類総研は国税庁傘下の公的機関である必要があると考えております。

様式7との関係で、中間とりまとめで1点だけ付言させていただきます。

縷縷申し上げましたように、酒類総研の取組を私どもとして判断しますと、現在の酒類総合研究所の事務・事業の性格、また位置付けは、独法創設時と何ら変わるものではなく、独法制度のメリットを十分活用できていることから、今回の見直しもこのような状況や経緯を踏まえた御検討をお願いしたいと考えておる次第でございます。

以上でございます。

○座長 ありがとうございます。

ただいまの御説明について、御意見、御質問はございますでしょうか。どうぞ。

○委員 御説明ありがとうございます。

今のお話を伺っておりますと、我々の認識としては、過去の閣議決定が2回ほどあったと思っておりますが、それは税務行政に不可欠な機能と産業振興を分けて、税務行政に不可欠な機能については国税庁に一元化し、産業振興は産業界に任せる方向であったと理解しております。

その認識は今、国税庁というか、財務省と言ったらいいのでしょうか、どうお考えにな

っているかということと、今の御説明では、そこはまだ決め切れていなくて、産業界のほうからいろいろな要望が出てきているので、これから考えていきたいと聞こえて、今の段階でこういうふうにしたいという意向は持っていらっしやらないと受けとめられましたが、そういう理解でよろしいですか。

○財務省 簡潔にお答えします。

国移管の閣議決定は、平成25年1月の閣議決定で凍結されていると認識しております。

それで、推進会議の中間整理では、独法として存置するか否かは制度創設時に成立された考え方によって判断することが適当とされておりまして、私どもは、先ほど申し上げましたように、独法の今の制度のメリットを十分活用させていただいている。その性格は何ら変わるものではない。

もう一つは、クールジャパン等で成長戦略の中で日本産酒類の輸出振興を国策として進めていくということで、何が何でも酒類総研ということではございませんけれども、従来の官民分担、役割の中で、どういう貢献ができるかということをお考えた場合に、そういうことが弾力的にできる組織運営が必要だと思っております。

決めているのかどうかという点につきましては、私どもが地方を回ったりしますと、後ほど御説明しますが、業界団体からの要望のほか、様々な意見が出ておりまして、また、関係者も多いことから、私どもとしましては、引き続き本日の御議論、御指摘も踏まえながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○委員 過去の閣議決定、特に政権交代後で凍結をされているという事実は、それはそれとしてあるという一方で、酒類総研ができた当初のこの独立行政法人の役割については、何ら変わるものではないと考えておられる。

他方、そういうことの延長線、では、独立行政法人のメリットはいろいろ感じておられるので、このまま独立行政法人として存続はしたいのだけれども、そこまでは明確に申し上げていらっしやらない。

要は、何を聞きしたいかと単刀直入に言うと、税務行政に不可欠な機能というのは、この独法において何ですか。それから、産業振興ということで、いろいろな業界団体等々からいろいろな要望があるけれども、それは、今、世の中で言われているように、国としてやるべきなのかどうかということを国税庁としてどういうふうにご覧になっていらっしやるか。お願いします。

○財務省 酒類総研が行うべき仕事としましては、まず、2ページ目に書かせていただいておりますけれども「高度な分析・鑑定」、繰り返して恐縮でございますけれども、さまざまな適正課税、表示、安全性にかかわる分析・鑑定をまずしっかりやる、そのための分析・鑑定の裏付けとなる理論研究、調査をしっかりやる、それから、官民連携、産学官連携で非常に期待の多い企業の基礎的、基盤的研究、輸出振興に資する研究についてもやらせていただきたいと考えております。

「品質評価（鑑評会）、講習」のところでございますけれども、先ほど申し上げましたよ

うに、共催化をさらに進めておりまして、民間への移行につきまして業界と話をしておりますけれども、特に言われますのは、私が地方を回りまして、こういう御意見はたくさんあるので、こういう分野については、酒類総研は手を放したらどうですかと言います。

例えば、鑑評会につきまして、大分、今、役割を見直しておりますけれども、本当に酒類総研が手を放すと、中立、公平で100年も続けて日本の品質評価、製造技術の歴史を横でずっと見られるのは誰なのか、そういうものを壊していいのか、輸出関係で私どもと対応しております方々からもこういう話を聞きます。

是非とも日本酒を海外に広めたいのでインタビューを受けてくれないか、それはどこですか、酒類総研です、それはやめてくれと、こういう議論がたくさんなされている。

民間ができることは民間でというお話も伺っておりますので、それは民間の研究所とか大手のメーカーに行ってくださいと申し上げますけれども、やはり彼らからの言葉は中立、公正な目で品質評価をし、放射能安全性の議論をきちんと分析もできていて、そういうところがなぜ日本産酒類を世界に普及させる上で、役割を果たさないのだろうかという目で見られます。

したがって、一つは、何がやりたいかというのは、今、申し上げたようなことをやらせていただきたいと考えておりますけれども、それと産業振興的なところは、国税庁としまして酒税の保全及び産業の振興、健全な発達も持っております。

それと今回の成長戦略で新たな課題をいただいておりますので、そういう輸出振興に資する観点につきましては、新たな課題として受けとめております。

以上でございます。

○座長 何かございますか。どうぞ。

○委員 これははっきり言って研究開発法人ですね。

今ざっと見させていただくと、要するに常勤職員が40名程度になっていて、しかも分析業務を含め、さまざまなことをやっておられる中で、研究開発法人としては、例えば、産業振興という意味で、やはり新しい、民間流の言葉でいうと事業展開と言っている、そういうものを生み出していくという役割が結構重要になってくると思うのですね。

もちろん一方で、この分析業務そのものは非常に重要な部分なのだけれども、分析業務だけをきちんとやるのであれば、別にこれは研究所でなくても、この分析業務に基づいて、それが何か新しいものに結びついていくというところのパスがないのであれば、これは完全に国でやっても構わないと思うのです。

そういう意味で、今の体制でこのままやっていって、新しい事業に結びつくようなことがやっていけるのかどうかというのが非常に気になるのですけれども、40人まで絞り込んできてしまっているわけですね。

その中で、本当にどういう運営を目指しておられるのかということをお聞かせいただければと思います。

○財務省 肝はやはり高度な分析・鑑定、おっしゃるようなところでございます。

ただ、研究開発独法かと言われると、我々としては大がかりな予算で国家的プロジェクトを推進するところではございませんので、縷縷申し上げておりますように、一つは国税庁の業務との関わりからいいますと、どちらかというところ行政執行に近いところのものだと思っております。

その上で必要な分析・鑑定を支える、将来を見据えた酒類行政、業界の変化、酒税法等の変化等々をにらんだ、要するに行政マインドを持った研究を根底にはやっていただかないといけないと思っておりますけれども、他方で、国となりますと、これだけ十数年の歴史を私どもが評価しますと、やはり予算の弾力的執行とか部門体制の弾力的、組織を再編して、理事長のリーダーシップでどこに研究を集中化させるかということからいきますと、やはり独法のメリットを十分いかさせて、私どもとしては仕事をさせていただいていると考えております。

○財務省 ちょっと補足いたしますと、基本的には分析・鑑定の理論的裏づけとなる研究を中心でやっているのですけれども、ただ、そのベースとなる研究というのは、酒類の原料とか、成分とか、あるいは醸造微生物等に関する基礎的な研究がベースになっております。

こうした基礎的な研究は、当然分析・鑑定の手法の開発に役立つとともに、一方で酒類の品質の向上とか、新たな商品開発といったもののいわゆるシーズにもなると考えておりまして、そこら辺りは、業界からもかなり期待されているところでございます。

酒類総研、例えば、麹菌のゲノムのデータベースというものを持ってございますけれども、それはそういった基礎的な研究の蓄積の中で酒類総研が持っている財産でありまして、こういったものは民間でも活用したいというニーズがございまして、その場合には利用していただく、あるいは共同でそういったものを作っていくということもございまして、民間の産業振興的な役割というの、官民の役割分担には留意しつつ、やはりまだこの研究所に期待されているところは十分あるという考えでございまして、そういった意味では、そういった研究も十分にやり得る体制が必要ではないかと私どもは考えてございます。

○座長 他に何かございせんか。どうぞ。

○委員 平成 24 年の閣議決定は凍結されているということでそのとおりなのですがけれども、普通は国に移管とされたらウエルカムなのですけれども、ウエルカムでない、お聞きしていた範囲では慎重な御意見だったと思うのですけれども、そこのところがよく分からなかった。現状のままというのがいいという意見の御判断の根拠は何か、理由は何かというのがよくわからない。

むしろ国と一体だと、説明資料にもありましたように、密接不可分な事務だったら、国に移管した方が良くはないかと思うのですけれどもね。

それと整理合理化計画、平成 19 年の閣議決定では、組織、体制の一層の合理化を図ることとされていると思うのですけれども、様式 3 の体制を見ると、理事長 1 人、理事 1 人というのはやむを得ないと思うのですけれども、例えば、非常勤ですけれども、監事が 2 人

おられる。2人も必要かどうか、それから、常勤の職員が今のところ41名となっていますが、これだけの体制が必要なかどうか、その辺の御検討はどうなっているのですか。

○財務省 まず、体制につきましては、先ほど申し上げましたように、横のスリム化のところで御説明しましたが、本当に予算の縮減とか人件費改革を先駆ける形で、独法の中でも比較的、優等生的な対応をさせていただいているのではないかと考えております。

その中で人件費を削りながら、例えば、どうしても人事交流を進めて、国税庁の行政的な感覚を持っている方との人事交流を酒類総研で進めておりますけれども、そういうものを減らしつつ、コストを下げるために任期付きの職員を雇うとか、現地で総務部門の職員をアルバイトに変えていくとか、非常にぎりぎりの努力をさせていただいた、その中で、先ほどの6ページで示させていただいている研究、分析手法の確立等をさせていただいております。

もう一つはなぜ国に戻すのではないのかということをございますけれども、やはり一つは、今回こちらの政府のほうのこういう行革推進会議での御指摘を受けておりますけれども、他方で、また今後の党の方でも御議論があるかとも聞いております。

そういう状況も踏まえながら、私どもとしましては、独法制度を十分に活用できている今日に鑑み、こういう形で現段階では進めさせていただきたいと考えています。

もう一つでございますけれども、前回、前政権下で厳しい御指摘を受けまして、私は当時地方国税局長にございましたけれども、その中で本当に鑑評会とか講習につきまして、こういう見直しで民間移行という宿題を私としても受けまして、業界団体とも真摯に話をさせていただいて、本当にかつては一蔵、製造メーカーに一杜氏がいたわけですけれども、今は30年前、40年前と比べますと、蔵が半分になっているのに杜氏は4分の1ですから、半分ぐらいは技術上の製造責任者を持たない形で運営しております。

そういうことからしますと、私どもとしては、品質の安全の確保、安心して国民にお酒が出せるという観点からしますと、やはりそういう講習につきましても、完全に本当に民間に移行する形だと、では、誰が受け手はなってくれるのか、資金面、場所、指導面、非常に懸念を持っておりまして、そういう私自身が現場でいろいろな意味で感じたことを踏まえて、今回、仮に国になった場合には、そういうものにつきましても、相当業務を縮小という御指摘も受けるかと思っておりますので、そういう判断をしております。

○座長 よろしいですか。どうぞ。

○委員 税務行政という言い方をしているのかどうかよくわかりませんが、そういう観点から見たときに、何で酒類だけ特別なのだという素朴な疑問がありまして、高度な分析ということは、他の食品についてもあるのではないかと。

税務行政に不可欠だというのは、過去の経緯を読んでいると分かる気もするのですけれども、今この時点でなぜ酒類だけが特別なのかという御説明をお願いしますか。

○財務省 そこはやはり酒類の場合には、課税物資であるということでありまして、酒類については、原料とか製造方法とかで課税標準が決まっている。

それは一定の科学的な知見に基づいており、分析を失うとその課税自体ができないということでありまして、分析・鑑定というのは基本的には、先ほどの2ページの絵にございますけれども、国税局の鑑定官室の業務でございます。

ですから、定型的な分析・鑑定というのはこちらでやるのですけれども、その中でも今までにはないパターンのいろいろな新しいお酒も出てきますし、高度な分析手法が求められるものがございます。

そういったものを酒類総研の方で専門的にやるということございまして、一般の食品とは全く違う、一般の食品は分析をして課税をするということにはございませんので、そこは酒については違いがあるということでございます。

○委員 食品という枠組みで酒だけだという御説明だと思うのですが、税という観点から見ると、課税品目というのは別に食品だけではないですね。

○財務省 間接税でこういった税をかけているというのは、酒が中心でありまして、他にも揮発油税とかたばこ税とかそういうものはございますけれども、そういった分析は、基本的には確立されたもの、定型的なものでして、そんなに高度な技術は要らないということでございますが、酒の場合にはいろいろなものが出てきますし、成分も複雑、製造工程も複雑でございますので、かなり専門的な観点からの知見が必要だということでございます。

○委員 生きていくということですか。対象の食品になるいろいろなものが出てくるというのは、科学的には統計的に出すというのは難しい。その場その場で対応しなければいけないものが出てくる。

○財務省 新商品はどんどん出てきます。例えば、ビール系飲料の場合ですと、今まではビールだけだったのですが、発泡酒が出てきて、新ジャンルというものが出てきました。

○委員 分かりました。

もう一点質問があるのでございますけれども、今の点に関しまして、人員から見ても現役出向の人が非常に多いですね。25年度で41人中28人が現役出向、そういうふうに、いわゆる国税庁との人事交流は非常になされていらっしゃる、それでなおかつそういう高度な分析が必要だと、そうすると酒類総研側に行かなければそういうものがないものなのですか。

○財務省 正直に言いまして、まず、独法化する際に、冒頭も御説明申し上げましたけれども、各局における鑑定官室の職員の一部を集中的にこの東広島のほうに充てております。

その中で、例えば、予算を弾力的に執行するとか、大きな検査機器、分析機械、長期的な視野でもって研究をさせていただく、そういうものは各局における鑑定官ではなかなか難しいと思います。

他方で、そんなへその緒がつながっているのだったら、国でもいいのではないかとということもありますが、また、民間に任せる場合には分析・鑑定はなかなか利益相反する可能性があります。やはり一番大事なものは、行政、酒税法、製造現場を知っている人たちがさ

らに1カ所を集めていただいて、独法のもとで長期的な視野で将来の酒類の安全、酒類の品質の安全を通して国民の生活の安全に何が貢献できるかということ、よくそこで考えていただいているから、今日のこういう研究結果が出ているのだと思います。

以上でございます。

○座長 ありがとうございます。

では、私からちょっと御質問なのですが、これは基本的には税務行政に関わるものということなのですが、先ほどの御説明を聞いていますと、クールジャパンだとかいろいろな新しい製品の開発などもやられているということですから、産業振興もやはりやっていかなければいけないとお考えだと考えていいのですね。

○財務省 国税庁の任務の中にそれが入ってございますので、その中で、他の農水省とか経産省とは違ったやり方で官民の役割としてあるという前提の中で、例えば、放射能の安全性につきましては、きちんと安全性を確認し、外交当局を通じて輸入規制国に提示することによって解除されております。

○座長 そうですね。しっかり産業振興という側面も間違いなくあると思いますので、ただ、心配するのは、40名前後で、両方の産業振興と税務行政という二兎を追うことができるのかどうかということが、私も疑問に思っていて、それはどうなのか。

二兎を追うことができる組織なのかどうか、むしろ一つに集中したほうがより効率的、今回の行政改革、独立行政法人の見直しは効率化だけではなくて行政目的の達成ということが一番の主題になっていますので、そういう意味で、そういう考え方をしたときに、果たしてこの40人の独法で何ができるのか、何が一番効率的、より行政目的が達成するのだとお考えいただいたときに、二兎を達成するという事は可能と考えていらっしゃいますか。

○財務省 非常に難しいお尋ねでございますけれども、職員と国税庁と連携することによって、それぞれの国税庁と酒総研の役割分担はきっちり役割を果たすことによって、それは可能と考えております。

○座長 特に業界団体から様々な意見が出ているということなのですが、先ほどちょっと御説明いただきましたけれども、もうちょっと詳しく聞かせていただけますか。

○財務省 幾つかございまして、細かな話からしますと、例えば、鑑評会でいいますと、審査の人員をどうするか、誰が評価するのか、それから、場所、保管ですね。

実は今、東広島でやっている場合には、1,000点ぐらい出品数がございまして、そういうものについて、では、民間でやるとなると一体どこに集めて、ある程度状態も悪くなったりしますと、いっせいに評価をしていくわけでございますけれども、そういう問題もございまして。会場の問題、審査の問題、そういうものについて中央会からも言われております。

もう一つは、中央会からは、やはりこういう輸出振興をする中で、本当に申し上げました技術の向上、國酒としての品質、品格をどう考えるかということをよく考えていただき

たい、具体的には、やはり酒類総研についての現在の機能については、むしろ拡充していただきたいという要望がございます。

これは日本酒の業界だけではなくて、ビールとかワインとかを含めました、そういう業種横断的な組織からもそういう御意見を頂戴しております。

○座長 日本酒というのは、日本酒だけではないかも知れませんが、一種の日本の文化ですね。食文化ですからね。それをもっとアピールするには、酒類総研だけではなくて、それこそ文化としたら文化庁、食品としたら農水省など、そういうところと連携しながらやっていかなければいけないのではないかなと思っています。

どうぞ。

○委員 産業振興ということなのですけれども、国税庁の役割はそこもあるとおっしゃっていたのですけれども、それは前提といたしまして、地場産業振興という形で、例えば、経産省であったり、食品関係は農水省であったり、やっていらっしゃいますね。それぞれそこにお酒は入ってくるように思うのですけれども、それは国税庁との間でしっかりお酒は国税庁がやるのだというテリトリーは決まっているのですか。

だから、簡単に言ってしまうと、経産省が地場振興をやるときに、そこに酒が入っていたら、それは国税庁から物言いますよと。

○財務省 例えば、中小企業という切り口でいえば、中小企業政策の中に当然、業種横断的に酒も入ってございますので、経産省のそういった制度を酒の業界も利用しているというのはございます。

○委員 そこで、経産省がお酒に関わるいろいろな政策を打つときには、国税庁は協議をされていらっしゃるという理解でいいですか。

○財務省 それは経産省がやる場合には、各事業所管省庁と協議をしながらやっているということでございます。

当方のやっている産業振興でございますけれども、そういった中小企業政策など、そういった補助金的な支援というよりは、こういった技術指導とかそういった観点を中心でございまして、決して他の業界に比して手厚いことをやっているということではございませんで、酒税の確保、きちんとした免許制度を運用する中で、業界を指導していくというのが中心でございます。

○委員 例えば、独法の中小機構が、いわゆる中小企業支援でいろいろ施策を打っていらっしゃる、その中にいろいろなツールがあると思うのですけれども、それと似た枠組みで、酒類業界に対して特別にやっていらっしゃるというイメージを持っていいのですかね。

○財務省 それと似た特別のというものは特にございません。酒造組合中央会に対する若干の補助金みたいなものはございますけれども、他の業界と同じことを、それに加えてやっているということはございません。

それから、産業振興的な役割なのですけれども、酒類総研の場合には、基本的には先ほど申し上げました研究分野で一部そういったニーズがあればやっていくとか、我々は限定

的に考えておりました、とにかく何でもかんでも産業振興の観点からやるということではございません。

○委員 単純な質問をもう一個すみません、今のお答えがあると思ってあえてお聞きしますけれども、税務行政としてお酒に対しての特別にやらなくてはいけない理由というのは、先ほど御説明いただいたので分かるのですけれども、産業振興という観点から酒類業界に特別にやらなくてはいけない理由というのは、今の御説明では立たないということでしょうか。

○財務省 産業振興なのか、言葉が違うのかもしれないですけれども、酒類業の健全な発達を何のためにやっているのか、酒類業組合法なり法律の考え方に立ちますと、基本的には酒税の保全という観点でございます。

酒には高率の酒税がかかっておりますので、これを免許制度を採用して、きちんとその業界を監督しながら、酒税を納めていただく、その延長線上に酒類業の健全な発達としての産業振興的なことがございますので、ちょっと他の業界の産業振興とは意味が違々と我々は考えてございます。

○座長 最近の酒税の歳入というのは、どういう状況になっているのですか。

○財務省 昨今ちょっと税収は法人とかが良くなっておりますけれども、直近でいうと1.3兆円でございます。かつての状況からしますと減ってはおりますけれども、これは課税数量はそんなには減っておらず、従来に比べますと、国民がどちらかというと安価なお酒を望まれているという状況かと思えます。

○座長 分かりました。何となく中途半端な感じがちょっとしたので、政策目的をしっかりと出していただいて、どういう形をつくるのかというのが一番の重要なことだと思いますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

○財務省 今日の御議論も御指摘も踏まえまして、改めてまた御相談させていただきます。よろしく願いいたします。

○座長 ありがとうございます。

それでは、時間も相当過ぎてしまいましたが、事務局からはいいですか。

○事務局 事務・事業で、今、残っている東京事務所の話を含め、また先生方に御相談をして追加で御質問等をさせていただきたいと思えます。

○座長 財務省及び法人の皆様方におかれましては、御対応いただきまして大変ありがとうございました。なお、必要に応じて追加的ヒアリングを行うことや、追加の資料提出をお願いすることもありますので、御承知おきいただきたいと思えます。

それでは、御退出いただきます。ありがとうございます。

(説明者退室)

○座長 本日のヒアリングを踏まえた各法人の主要論点における当ワーキングとしての現時点での意見ですが、財務省の酒類総合研究所ですけれども、本法人の在り方について、現状の規模、機能では、中途半端であり、将来的な税務行政、産業振興を踏まえ、再度国

税庁としての考え方をまとめてもらい、その上で方向性の是非についてワーキングとして検討を行うこととするということで、本法人は廃止し、税務行政に不可欠な機能、分析と鑑定とそれに必要な研究開発のみを国税庁に一元化することを引き続き求めていくことにする、あるいは、独法として存続する場合には品質評価業務や講習業務の産業振興に資する業務について、産業界に移管することを引き続き求めていくことにするというもので、そのようないずれかの方向性で検討を行うということですが、よろしいですか。

○事務局 よろしゅうございますか。では、財務省の方はそちらの進め方とします。

○座長 それから、厚労省ですが、組織の見直しにつきましては、国立健康・栄養研究所と医薬基盤研究所の両法人の統合については、食品、栄養等に関する専門性と医薬品等に関する専門性の融合を図る観点から、両法人を統合する。

日本版 NIH との関連については、基盤研の研究開発に関わるファンディング機能等はスクラップアンドビルドの原則に基づき、人員も含め、新独法に移管することを強く求めていく。

国立高度医療専門センターについては、6つのNCについてですが、組織の見直しについて、6NC間でネットワーク化等の連携をさらに進めていく。

また、6NCを一つの法人のもとに研究センターとして置くこととすれば、その時々の方策課題に対応した柔軟な組織改編が容易になり、研究力の向上が見込めることから、将来的に6NCの統合を検討することを求めていく。

研究開発法人について、NCが実施している研究開発は、臨床研究が中心であることから、独法の一類型としての研究開発型として分類することが適当か否か、引き続き検討する。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○座長 本日の会合はこれにて終了いたします。委員の皆様方には、長時間にわたりまして御対応いただきまして、ありがとうございました。